

発議第4号

志摩市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び志摩市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年9月25日 提 出

志摩市議会議長 中村 孝司 様

提出者 志摩市議会運営委員会
委員長 山 下 弘

志摩市議会委員会条例の一部を改正する条例

志摩市議会委員会条例(平成16年志摩市条例第222号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「9人」を「8人」に、「18人」を「16人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

志摩市議会委員会条例(平成16年志摩市条例第222号)新旧対照表

現行			改正後（案）		
(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)			(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)		
第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。			第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。		
2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。			2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。		
名称	定数	所管	名称	定数	所管
総務産業常任委員会	9人	危機管理統括監、政策推進部、総務部、市民生活部、水産農林部、観光経済部、建設部、上下水道部、出納室、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会及び消防本部の所管に関する事務並びに他の常任委員会に属さない事務	総務産業常任委員会	8人	危機管理統括監、政策推進部、総務部、市民生活部、水産農林部、観光経済部、建設部、上下水道部、出納室、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会及び消防本部の所管に関する事務並びに他の常任委員会に属さない事務
教育厚生常任委員会	9人	健康福祉部、教育委員会及び病院事業部の所管に関する事務	教育厚生常任委員会	8人	健康福祉部、教育委員会及び病院事業部の所管に関する事務
予算決算常任委員会	18人	予算及び決算に関する事項	予算決算常任委員会	16人	予算及び決算に関する事項
3 議長は、常任委員を辞退できる。			3 議長は、常任委員を辞退できる。		